

市川第 20160826-0016 号
平成 28 年 9 月 6 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

市川市長 大久保 博

放射能対策に要した費用の請求について (第4次分)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、貴社福島第一原子力発電所の事故が発生し、多量の放射性物質が漏洩したが、その影響が本市域にも及んだことは明らかである。

放射性物質汚染対処特別措置法(平成23年法律第110号)第44条第1項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)第3条第1項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているとともに、原子力損害賠償紛争審査会における平成24年3月16日付け中間指針第二次追補においては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく措置に直接要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるものとされている。

したがって、これまで本市が負担した放射能対策に要した費用のうち、国費等により措置されない費用については、関係原子力事業者である貴社が賠償すべきものであるので、貴社と協議中の費用を含め、下記のとおり請求する。

なお、本市が平成24年5月31日付け市川第20120528-0042号により請求した放射線対策に要した費用(第1次分)、平成27年6月16日付け市川第20150601-0303号により請求した放射能対策に要した費用(第2次分)及び平成28年5月31日付け市川第20160527-0117号により請求した放射能対策に要した費用(第3次分)のうち貴社未賠償分(貴社と協議中の費用を含む。)についても、本請求に含めて請求するものである。

また、放射能対策に要した費用であって、本請求時点で未確定なもの及び本請求後に生じたものについては、適宜請求する。

記

- 1 放射能対策に要した費用 金 224,463,041 円 (明細は別紙資料を参照)
- 2 回答期限 平成28年9月30日(金)

放射能対策に要した費用の請求について（第4次分内訳）

（単位：円）

項 目	第4次請求額 ①+② 【平成 22～27 年度分】	執 行 額 ① 【平成 27 年度分】	第3次請求額 ② ※ 【平成 22～26 年度分】
(1) 公共施設等の除染費用 （道路・公園・学校・保育園）	2, 449, 848	1, 231, 848	1, 218, 000
(2) 放射線量測定関連経費 （大気・土壌・海水）	716, 400	156, 600	559, 800
(3) 放射線量測定関連経費 （給食・農産物・プール）	54, 600	0	54, 600
(4) クリーンセンター焼却残渣処分関連経費	145, 643, 033	47, 342, 346	98, 300, 687
(5) 下水道汚泥処分関連経費	3, 926, 880	3, 926, 880	0
(6) 放射能対策に要した人件費等	71, 672, 280	829, 292	70, 842, 988
合 計	224, 463, 041	53, 486, 966	170, 976, 075

※ 平成 22～26 年度に放射能対策に要した費用のうち第3次請求後に確定したものを含む。